

特集・江戸開府から400年 三くだり半の世界 “縁切り”一筋に36年 法学部教授 高木 侃

意外としたたか 女性たち



▲法学部教授 高木 侃

この4月、本学に転任して2年目の春を迎えます。法学部の高木侃と申します。ようやく専門とする「日本法制史」の講義を担当でき、教える喜びを満喫している。私は36年間、徳川時代の離婚、とりわけ縁切寺と離縁状を研究してきた。縁切り一筋である。

そのスタートは大学院で、修士論文は「縁切寺満徳寺考」であった。その後も一貫して徳川時代の離婚研究である。満徳寺(群馬県尾島町)をテーマに選んだのは、私の実家埼玉県本庄市から至近距離にあったことと、もう一つの縁切寺東慶寺(鎌倉市)に比してほとんど知られておらず、したがって研究も少なく、挑戦する

価値があったからである(もちろん指導教授堀内節先生の示唆をいただいた)。修士を終えて群馬県館林市にある短大に職をえて、新たな史料を見つけては論文を書き、また史料収集に努めるということの繰り返しであった。その成果として、平成2年に刊行した『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、748頁)では、研究編のほかに、史料編を設け、知られるかぎりの縁切り文書をすべて翻刻(活字にすること)した。これで母校中央大学から法学博士(制度がかわっていまは博士〈法学〉という変な名称になった)の学位をいただいた。長年の史料収集のご褒美でしょう。

その後、もう一つの縁切寺東慶寺の縁切り文書を翻刻した『縁切寺満徳寺史料』(平成9年、平凡社、878頁)を刊行した。これで世界に二つの縁切寺文書をすべて学会の共通財産にすることになった。本書には副産物がある。目次のフロッピーにもとづいて、鎌倉市指定文化財になったのが平成8年10月。平成13年には一足飛びに国の重要文化財に指定されることになり、いろいろお世話になった老僧(前住職井上禅定師)に喜んでいただけた。



▲満徳寺への駆け込みの図(写真①)



▲駆け込み門から見た満徳寺の復元本堂

縁切寺は、そこに駆け込むことによって、不法な夫から救助され、離婚を達成させてくれる尼寺で、「駆け込み寺」ともいわれた。本来は前近代社会の世界各地にあったアジール(聖域・避難所)の名残である。かつて縁切寺満徳寺に駆け込む妻が、その門前で夫に捕まりそうになったら、はいていた草履を門の中に投げ、それが門内に入りさえすれば、本人が駆け込んだものとして、夫は手出しできず、かりに門外で捕まっても、す

でに入寺したものとされて、寺に救助された＝写真①。

ところで、最近わが国ではアジールについての関心が否応なく高まっている。それは昨年5月8日に起きた中国・瀋陽の日本総領事館へ駆け込もうとした朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の家族の駆け込み風景による。結局、家族は中国の武装警官に連行されてしまった。翌日の日本経済新聞社「春秋」欄では、「いやしくも在外公館の不可侵権というなら、この程度(縁切寺への駆け込み救済のこと＝高木注)は期待したいが。……事を報じる写真には、警官に捕まる母親らしき女性をぼうぜんと見守る女の子の姿もあった。胸を突かれる光景である。この子も一応、敷地内には入っていた。住時の縁切り寺の役員なら、どう対応しただろう。」と結んでいた。

請われて資料館館長に

ところで、縁切寺満徳寺の所在する尾島町では、満徳寺の歴史的・文化的な意義にかんがみ、全町史跡公園化の一環として、まず資料館が平成4年10月に開館し、2年後、本堂・門塀・庭園が復元され、遺跡公園となった。満徳寺研究一筋で、満徳寺の宣伝

マンを自他ともに認める私は、計画当初からかかわったこと、もう一つ縁切寺東慶寺の老僧や住職と長年のお付き合いがあったことなどもあり、請われて初代館長に就任し、今日にいたっている。春秋の企画展や公開講座、10周年を迎えた昨年は共催で比較家族史学会も開催した。

双方に責めを返さない離縁状



▲満徳寺離縁状(写真2)



▲4行目を真ん中から書き始めた三行半(写真3)

その満徳寺への駆け込み事例を一つ紹介しよう。1847(弘化4)年、野州(栃木県)足利の「きく」が浮気相手と再婚したものの、良く考えたらやっぱり前夫の方がよかったから戻りたいと満徳寺へ駆け込んできた。駆け込む女がいつも夫の不法に泣かされていたとは限らず、実に身勝手に、したたかな女性もいたのである。このとき「きく」が夫から受理した離縁状を次

に掲げる＝写真②。

離別一札之事

一、深厚宿縁浅薄之事

不有私、後日雖他え

嫁、一言違乱無之、

仍如件

弘化四年 八月 日 国治郎印

常五郎殿姉

きくどの

「深厚の宿縁浅薄の事、私にあらず、後日他え嫁すといえども、一言違乱これなし」という独特な書式に則って書かれたので、これを満徳寺離縁状という。縁が薄かったというのが離婚理由で、夫婦双方に責めを帰さない書き方である。仏教語を配した、いかにもお寺らしい離縁状といえよう。

夫婦協議で“熟談離婚”

縁切寺の研究はおのずから離縁状の研究を派生させ、これに関する最初の著書が『三くだり半』(昭和62年、平凡社選書)である。これは徳川時代が身分社会で男尊女卑が徹底しており、夫は妻を一方向的に追い出す事ができたという、従来の説(夫専権離婚)に対して、私は三くだり半を仔細に検討し、当時の女性が必ずしも男に隷属してはおらず、むしろしたたかに生きたこと、離婚においてもときに夫から離縁状を奪い取るような女性もいたが、夫婦(両家間)の協議をとまなう熟談離婚が常態であったことを論じた。本書は江戸の見直しを迫る「先駆の書」との評価をえている。

夫も不安 受領書受け取る

高木説を二つ述べよう。離縁状の代表的離婚理由に「我ら勝手につき」がある。これを従来は夫が妻を勝手(自由)に離婚しえたと解釈していたが、私は勝手にすることは悪いという価値判断が付着しており、ここでは離婚にいたったのは夫の勝手(都合)によるもので妻のせいではないことを表明したものと読む。

夫は妻に離縁状を渡して、その受領書(返り一札という)を受け取る例がみられる。一方向的に追い出すことができたのなら、必要のないものである。しかし、夫にも離婚の確証がないと、離婚とその後の再婚に先妻から異議をとえられかねず、ときに所払い(追放)の刑をも受けた。それで、受領書をもらうのであるが、ある意味で、夫婦間で離縁証文を取り交わしたともいえるのであり、まさに熟談離婚の例証である。

私は離縁状を千通以上収集したが、あつめてみればみるほどますます面白くなる。離縁状は多く三行半に書かれたので、三くだり半と俗称されるが、三行半に書かなければならないとの観念が徹底すると、四行目を頭から書いては三・七、あるいは三・八になってしまうかもしれない。だから四行目を真中から書き出したものが数例みられる＝写真③。これからもなお執拗に収集と研究を続けるつもりである。

「深厚の宿縁」一先達の講座引き継ぐ

最後に離婚法史に関連して本学と私の所縁についてふれておきたい。法制史学界の泰斗・石井良助博士の最晩年、私は門下生のひとりとして、その警咳に接することが

できた。その石井先生は、かつて本学教授として日本法制史を講義された。その後、講座を担当されたのは鎌田浩教授である。鎌田先生には「江戸時代離婚法の再検討」という小論ながら、この分野で画期をなした論文(石井良助説への本格的反論)があり、これが私の熟談離婚説に先立つ論文なのである。そしてさらに私がその講座を引き継いでいる。まさに「深厚の宿縁」というべきである。この幸運と宿縁に、いずち向きてか謝さんと、まどうばかりである。

〔6月15日/ニュース専修5面〕